

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	装備LPS-X00001
品名 又は 件名	水質検査	承認	令和7年5月18日
		作成	令和7年5月18日
		改正	
		作成部 隊等名	第1輸送航空隊
1 総則			
1.1 適用範囲			
本仕様書は、愛知県犬山市内「入鹿池」の水質検査について適用する。			
2 役務に関する要求			
2.1 履行場所			
水質検査実施場所は、契約相手方施設			
2.2 履行期限等			
調達要領指定書による			
2.3 役務の内容			
No.	検査項目	No.	検査項目
1	カドミウム及びその化合物（カドミウム）	12	四塩化炭素
2	シアン化合物（全シアン）	13	1.2-ジクロロエタン
3	鉛及びその化合物（鉛）	14	1.1-ジクロロエチレン
4	六価クロム化合物（六価クロム）	15	シス-1.2ジクロロエチレン
5	ヒ素及びその化合物（ヒ素）	16	1.1.1-トリクロロエタン
6	水銀、アルキル水銀その他水銀化合物（総水銀）	17	1.1.2-トリクロロエタン
7	アルキル水銀化合物	18	1.3-ジクロロプロペン
8	ポリ塩化ビフェニル	19	チラウム
9	トリクロロエチレン	20	シマジン
10	テトラクロロエチレン	21	チオベンカルブ
11	ジクロロメタン	22	ベンゼン

件名	水質検査
----	------

No.	検査項目	No.	検査項目
23	セレン及びその化合物(セレン)	40	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)
24	ホウ素及びその化合物(ホウ素)	41	水素イオン濃度(pH)
25	フッ素及びその化合物(フッ素)	42	BOD
26	アンモニア、アンモニア化合物(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)	43	COD
27	クロロホルム	44	浮遊物質(SS)
28	ジブロモクロロメタン	45	溶存酸素(DO)
29	ブロモジクロロメタン	46	全窒素濃度(T-N)
30	ブロモホルム	47	全りん濃度(T-P)
31	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	48	大腸菌数
32	亜鉛	49	一般細菌
33	鉄	50	蒸発残留物
34	銅	51	陰イオン活性剤
35	ナトリウム	52	色度
36	マンガン	53	臭気
37	塩素イオン	54	電気伝導率
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	55	ノルマヘキササン抽出物質
39	フェノール類		

※役務の内容の詳細については調達要領指定書のとおり

3 共通事項

小牧基地ホームページに記載のとおり。

4 特記事項

4.1 検体の取扱い

- a) 契約相手方は、検体の容器を用意するものとする。
- b) 検体の採取については官側が行うものとする。
- c) 容器の運搬については、官側と協議するものとする。
- d) 検査分析方法、その他については水質基準関係諸法規に基づき実施するものとする。

件名	水質検査
<p>4.1 検体の取扱い</p> <p>e) 詳細については調達要領指定書のとおり</p> <p>4.2 検体数</p> <p>調達要領指定書による</p> <p>4.3 検査結果報告書の提出</p> <p>a) 検体の調査分析後、結果報告書を契約相手方の様式により速やかに監督官に提出するものとし詳細については、調達要領指定書による。</p> <p>b) 結果報告書は、採取場所ごとに作成するものとする。</p> <p>4.4 検査</p> <p>検査は、検査結果報告書を受領後、完了とし、検査官が実施するものとする。</p> <p>4.5 その他</p> <p>契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。</p>	

調達要領指定書	発 簡 番 号			
	調達要求書番号	監一		
	調達要求年月日	令和7年5月28日		
	作 成 部 課	第1輸送航空隊		
	作 成 年 月 日	令和7年5月28日		
品 名	水質検査			
仕様書番号	装備LPS-X00001			
指定事項：				
2.2 履行期間				
契約締結日～令和7年8月8日				
2.3 役務の内容（令和7年7月25日金曜日：55項目）				
役務の内容（火曜日及び令和7年7月25日を除く金曜日：15項目）				
No.	検査項目	No.	検査項目	
1	臭気	9	T-N	
2	塩化物イオン	10	T-P	
3	電気伝導率	11	大腸菌数	
4	pH	12	ノルマヘキササン抽出物質	
5	BOD	13	亜鉛	
6	COD	14	ヒ素	
7	浮遊物質	15	銅	
8	DO			
4.1 検体の取扱い				
c) 契約相手側は検体の容器を官側と協議の上指定された日時までに官側へ搬入するものとする。なお、検体の採取については官側が、官からの運搬については、契約相手側が実施するものとする。				
4.2 検体数				
採取期間		予定採取箇所	予定採取回数	備 考
6月30日（月） ～7月25日（金）		9	8	週2回

4.3 検査結果報告書の提出

a) 検査項目のうち

1. 臭気
2. 塩化物イオン
3. 電気伝導率
4. pH
5. COD
6. 浮遊物質
7. DO
8. T-N
9. T-P
10. 大腸菌数
11. ノルマヘキサン抽出物質
12. 亜鉛
13. ヒ素
14. 銅

については3営業日

上記14項目以外については10営業日までに提出するものとする。